

【中国】海外 NGO 国内活動管理法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2016 年 4 月 28 日、中国国内で活動する海外 NGO に対する管理体制の強化や合法的権利利益の保障等について定める海外 NGO 国内活動管理法が制定された。

1 背景と経緯

中国では近年、様々な分野で非政府組織（以下「NGO」）の活動が活発化している。中国国内で活動する海外 NGO も年々増加し、現在その数は 1 万近いとされる。しかし、海外 NGO について定めた法律が存在しないため、十分な法的規制や法に基づく保護が行われていなかった。また、中国政府にとっては、反体制的な活動を行う海外 NGO への対処も大きな課題であった。「法に基づく国家統治」を掲げ、国家安全維持に関する法整備を推進する習近平政権の下、反スパイ法、国家安全法、反テロリズム法が相次いで制定された。海外 NGO 関連立法も、国家安全維持に関する一連の立法の流れの中で検討されてきた。

2014 年 12 月、海外 NGO の管理・監督の強化を目的とする海外 NGO 管理法案が第 12 期全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」）第 12 回会議に提出された。法案は、海外 NGO の活動を厳しく規制する内容であったため、審議において多くの異論が出され、欧米諸国等からも強い批判を受けた。2015 年 4 月の全人代常務委第 14 回会議に提出された修正案に対しても異論は多く、審議後の意見公募の結果も踏まえ、法案は再度見直されることになった。1 年にわたる検討期間を経て、2016 年 4 月、全人代常務委第 20 回会議に提出された法案は、海外 NGO 国内活動管理法案と題名変更され、海外 NGO の中国国内での活動の管理について定める法律であることが明確化された。また、条数は当初の法案の全 67 か条から全 54 か条に削減されたが、規定内容はより具体的になっている。その立法趣旨に関して中国政府は、NGO 規制は国家の安全と安定を脅かすごく少数の NGO を適切に取り締まるためのものであって、合法的に活動する大多数の海外 NGO にとっては憂慮すべきことは何もないと説明している。海外 NGO 国内活動管理法は、2016 年 4 月 28 日に可決、成立し、同日公布され、2017 年 1 月 1 日から施行される（注 1）。

2 法律の構成と主な内容

(1) 構成

第 1 章：総則（第 1 条～第 8 条）、第 2 章：登記及び届出（第 9 条～第 17 条）、第 3 章：活動規範（第 18 条～第 32 条）、第 4 章：便宜提供（第 33 条～第 38 条）、第 5 章：監督・管理（第 39 条～第 44 条）、第 6 章：法的責任（第 45 条～第 52 条）、第 7 章：附則（第 53 条～第 54 条）。

(2) 立法目的と適用範囲

海外 NGO の中国国内での活動に対する法的規制、合法的権利利益の保障、交流・協力の促進を目的とする（第 1 条）。この法律が適用される海外 NGO とは、海外で合法的に設

立された財団、社会団体、シンクタンク等の非営利の民間組織である（第2条）。海外の学校、病院、研究機関が中国国内の同種の機関との間で実施する交流・協力活動には適用されない（第53条）。

(3) 基本原則

海外 NGO は、この法律に基づき、経済、教育、科学技術、文化、保健衛生、スポーツ、環境保護、貧困救済、災害救助等の分野で公益活動を行うことができる（第3条）。海外 NGO が中国国内において法に従って行う活動は、法的保護の対象となる（第4条）。

(4) 登記及び届出

海外 NGO が中国国内で活動するときは代表機構の設立登記が義務付けられ、未登記の NGO が中国国内で一時的な活動を行うときは届出が義務付けられる（第9条）。代表機構の設立登記ができるのは、①海外で合法的に設立され、②独立して民事責任を負うことができ、③定款に定める目的と業務範囲が公益事業の発展に役立ち、④海外で2年以上実質的な活動を行い、⑤その他関係法に定める条件を満たす NGO である（第10条）。登記管理機関は公安当局であり（第6条）、海外 NGO の代表機構は、次年度活動計画を登記管理機関に毎年届け出なければならない（第19条）。また、中国国内のいかなる組織及び個人も、未登記又は未届出の海外 NGO の中国国内での活動を代行してはならない（第32条）。

(5) 海外 NGO の義務及び権利

中国国内での活動において、違法行為、中国の国家統一・安全・民族団結に対する危害、中国の国家利益や国民の合法的権利利益の侵害、営利活動・政治活動への従事・支援、宗教活動への非合法的な従事・支援は禁止される（第5条）。また、その活動は、中国側の協力機関や受益者に対し、中国の国内法に違反するような行為を求めるものであってはならない（第20条）。一方、中国政府は、海外 NGO の中国国内における法に従った活動を保障及び支持し、その活動に必要な便宜及びサービスを提供する（第33条）。

(6) 資金管理

海外 NGO の中国国内での活動資金は、①海外における合法的な資金、②中国国内の銀行預金利子、③その他中国国内で合法的に取得した資金に限られ、海外 NGO 及びその代表機構は、中国国内で募金活動を行ってはならない（第21条）。代表機構を設立した海外 NGO は、代表機構が登記管理機関に届け出た銀行口座で中国国内における資金管理を行わなければならない（第22条）。また、中国の統一会計制度に従い、中国の会計士資格を有する者による会計処理を実施しなければならない（第24条）。

(7) 活動禁止措置

海外 NGO 又はその代表機構がこの法律に違反し、登記の抹消、登記証書の取消し又は一時的活動の禁止の処分を受けたときは、その処分を受けた日から5年間、中国国内での代表機構設立及び一時的活動が禁止される（第48条）。

注（インターネット情報は2016年6月17日現在である。）

(1) 「中华人民共和国境外非政府组织境内活动管理法」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/fl/201604/20160400480703.shtml>>